

国有林野管理経営法改正案 審議についての要望

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを目指しています。

パルシステムグループでは、「森林・林業方針」を掲げ、森林・林業の再生に取り組む人たちや地域と産直協定を締結し森林環境の保全・里山再生などに共に取り組んでいます。また、二酸化炭素吸収による森林の地球温暖化防止機能や、生物多様性の宝庫としての森林の重要性を呼びかけ、持続可能な森づくりに貢献し日本の林業を再生する取り組みを支援しています。

2019年5月16日衆議院農林水産委員会を経て同年5月21日衆議院本会議にて可決され、現在参議院農林水産委員会で審議されている「国有林野管理経営法改正（案）」について、強い懸念を表明するとともに、参議院において慎重な審議を求めます。

1. 国有林は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占め、重要な国民の財産であり、多面的機能を保有する森林を持続可能なものとなるような論点整理から制度設計を図るべきです。

改正案では、大規模皆伐（すべて伐採する）後の再造林（森林再生）の担保が不透明なほか、一部の林業経営者に限定することから地域の中小林業者が淘汰される懸念があります。国民の重要な財産であり、国土の保全、水源の涵養（自然災害の防止機能も）、林産物の供給等多面的機能を保有する森林保全と地域の林業担い手の育成等 持続可能となる制度設計を図るべきです。

2. 樹木採取権の設定は、時期尚早です。

樹木採取権の設定は、地元の中小事業者の伐採請負を困難にし、外資を含む大規模業者に有利になってしまうことを危惧します。大規模造林を主な事業としていない伐採業者に長期にわたって事業を委託していくことは、生産性を高めるための大規模皆伐を増長しかねず、国土保全・水源涵養の観点からも大きな懸念です。

また、5月21日衆議院本会議での付帯決議の中には、「樹木採取権者と実施契約を締結する際には樹木の採取と採取跡地における植栽を一体的に行わなければならないことを契約書に明確化すること」となっていますが、その確実性が見えません。

3. 長期的な視点に立った森林管理と国産材の需給バランスが適切に保持できる制度を求めます。

改定案の国有林管理における方向性は、「森林の集約化を進めながら長伐期による皆伐を目標とし計画的に木材を収穫していく」といった従来の民有林経営における方針とは真逆の方向に向かっており、長期的なビジョンに基づいた森林経営の理念が感じられません。

また、昨年可決された民有林を対象とした「森林経営管理法」（2019年4月1日施行）では、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、森林所有者に適切な経営管理を促すため、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する」とありますが、今回の国有林野管理経営法改正案により、大企業の参入による長期間の大規模皆伐により国産材の需給バランスの悪化と、それに伴う民有林保有者のさらなる経営管理の困難を危惧します。

以上